

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	3-1
処分の種類	公衆浴場の営業許可の取消又は営業の停止命令			
根拠法令条例等・条項	公衆浴場法第7条			
処分の概要	公衆浴場について、講ずべき衛生等の措置を行わないことによる営業許可の取消、営業の停止命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	1 営業許可条件に違反したとき。 2 営業者が、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じないとき。			
基準の制定根拠	・ 公衆浴場法(昭和23年7月12日法律第139号)			